

# 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社×那須町

「那須町における持続可能な交通サービスの共同研究に関する連携協定」を締結

10月28日、町と伊藤忠テクノソリューションズ株式会社は「那須町における持続可能な交通サービスの共同研究に関する連携協定」を締結しました。

この協定は、相互に連携・協力して、協定者が持つ資源を有効に活用した取り組みを推進し、持続可能な交通に関する共同研究を行うものです。共同研究を通じて、地域住民の移動の利便性向上など地域交通の課題解決を進めていきます。

▼協定に基づく連携事項  
①地域の特性に即した持続可能な交通サービスの社会実装に向けた検討に関すること。

②「①」に係る開発と環境整備の検討に関すること。 など

## 那須町における持続可能な交通サービスの共同研究に関する連携協定締結式



左から平山町長、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 未来技術研究所 久保田所長

▼問合せ ふるさと定住課公共交通係  
☎(72)6955

## 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給します



電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、給付金を支給します。

### ▼対象者

①住民税非課税世帯 基準日（令和4年9月30日）において、那須町に住民登録がある世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

### ②家計急変世帯

①以外の世帯のうち、申請時点で那須町に住民登録があり、予期せず令和4年1月から12月までに家計が急変し、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

帯と同様の事情にあると認められる世帯

▼支給額 1世帯当たり5万円

（住民税非課税世帯、家計急変世帯を問わず給付は1世帯1回限り）

### ▼支給方法・時期

①住民税非課税世帯 対象となる世帯の世帯主へ、12月1日（木）に給付内容や確認事項を記載した確認書を郵送しました。必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。返送された確認書を受理後、2週間程度で登録口座へ給付金を振り込みます。

②家計急変世帯 給付金の受給には申請が必要です。町では、次のとおり申請の受付を開始します。

○受付期間 12月12日（月）～2月28日（火）平日の午前9時～午後4時

○受付方法 電話予約制となりますので、事前に希望の日時を電話予約してください。

### ○提出書類

・申請書兼請求書  
・申請、請求者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート等）のコピー

・令和4年1月1日以降、複数回転居した方は、戸籍の附表のコピー

・受取口座を確認できる書類（通

帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人を確認できるもの）のコピー

・簡易な収入（所得）見込額の申立書

・世帯全員の令和4年1月以降の給与明細書等の収入状況がわかるもの

○支給時期 申請書を受理後、2週間程度で受取口座へ給付金を振り込みます。

### ▼申請期限

①住民税非課税世帯 令和5年2月28日（火）（当日消印有効）

②家計急変世帯 令和5年2月28日（火）

▼特別な配慮を要する方への対応 DV等（配偶者からの暴力等）を理由に、那須町に住民登録がない方でも、一定の要件を満たすと認められた場合、申請を行うことにより受給することができますので、ご連絡ください。

▼「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください  
自宅や職場などに都道府県・市町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、町や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

▼問合せ 総務課総務防災係  
☎(72)6901